

原子力委員会
原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会（佐賀）
議事次第

1．日 時 平成17年8月22日（月）13：30～16：08

2．場 所 ホテルニューオータニ佐賀（鶴の間）

3．議 事

- 1．開会
- 2．原子力政策大綱（案）の説明
- 3．会場参加者による意見発表
- 4．閉会

4．配布資料

議事次第

原子力政策大綱（案）

原子力政策大綱（案）について

「原子力政策大綱（案）」に対するご意見募集について

お願い

5．出席者

会場参加者 179名

原子力委員会：近藤原子力委員長、齋藤原子力委員長代理、町委員、木元委員、前田委員

6. 議事概要

戸谷参事官 皆様、こんにちは。

本日は原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会に多数ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、内閣府原子力担当参事官の戸谷と申します。よろしくお願いたします。

私ども原子力委員会は、長期的かつ総合的な視点に立って、我が国における原子力の研究開発利用の推進に当たっての基本的考え方と、その具体的な施策の基本的方向性などを示す原子力政策大綱を作成するために、昨年6月に新計画策定会議を設置いたしまして議論を重ね、本日はご紹介いたします原子力政策大綱（案）を取りまとめるに至っております。

原子力の研究開発利用につきましては、原子力発電や放射線の幅広い利用を通じまして、国民生活や経済に深くかかわっております。こういったことから、原子力に対する内外の関心も高まっております。私どもといたしましては先月29日から今月28日まで、この原子力政策大綱（案）に対しまして、国民の皆様からのご意見の募集を行っているところでございます。

本日の原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会は、この原子力政策大綱（案）につきまして、皆様のご意見を原子力委員が直接伺い、新計画策定会議での審議に反映させるものでございます。

ご意見を聴く会、本日は佐賀でございますが、先週は青森、福島で開催いたしておりまして、今後、福井、東京と計5回開催することを予定いたしております。

それでは、本日皆様のご意見をお伺いする原子力委員をご紹介させていただきます。

前田肇原子力委員でございます。

町末男原子力委員でございます。

それから、木元教子原子力委員につきましては、現在、到着がおくれておりまして、後ほどご紹介申し上げます。

それから、齋藤伸三委員長代理でございます。

それから、近藤駿介原子力委員会委員長でございます。

初めに、ご意見を聴く会の進め方につきましてご説明申し上げます。

まず、近藤原子力委員会委員長より、原子力政策大綱（案）につきましてご説明を申し上げます。

その後、ご来場の皆様からご意見をお伺いいたします。

本日の会の趣旨は、原子力政策大綱（案）についてご意見を伺うということでございますので、その趣旨をご理解いただき、ご意見の内容につきましては、原子力政策大綱（案）に対するものということでよろしくお伺いいたします。何とぞ本日の会の趣旨についてご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、できるだけ多くの方のご意見をお伺いするために、お一人様のご発言につきましては1回といたしまして、発言時間を3分程度でお願いいたします。発言時間が2分半になりましたら、ベルが1回なります。このベルが鳴りましたら残り30秒ということですので、ご発言をおまとめ願います。そして、3分が参りましたところで、今度はベルが2回鳴りますので、速やかにご発言をおまとめいただくようによろしくお伺いいたします。

また、会場内の皆様にご発言をいただく際には、挙手をお願いいたしたいと思っております。手を挙げられた方の中から、発言される方をこちらの方で指名させていただきます。指名された方につきましては、お近くのマイクスタンドまで係の者が誘導いたします。発言に当たりましては、お名前をフルネームでおっしゃってからご発言いただくようお願いいたします。時間の関係上、ご発言を希望されるすべての方からご発言を伺うことができないことがありますが、ご理解いただきますようによろしくお伺いいたします。

また、先ほどご案内しておりますように、大声、やじ、横断幕の掲示など進行の妨げとなる行為につきましては、かたくお断り申し上げます。

以上、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それから、ただいま地球温暖化防止対策に向けた運動といたしまして、ノーネクタイ、ノー上着で実践中ございまして、これにつきましての皆様方のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、本日、私どものスタッフにつきましては、ノーネクタイ、ノー上着を実践中でございます。

それでは、初めに近藤原子力委員会委員長より、原子力政策大綱（案）についてご説明いたします。

委員長、よろしくお願い申し上げます。

近藤委員長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用中のところ、この原子力政策大綱（案）についてご意見を聴く会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ご意見をお伺いする前に、この大綱（案）、既にお読みいただいているかとは存じますが、

念のためその概要を、お手元に配布した資料を用いてご説明させていただきます。

表紙をめくって2ページ目ですが、原子力基本法というのがあります。これは我が国の原子力の研究、開発及び利用は、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興等を図り、もって人類社会の福祉の向上と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として、平和目的に限り、安全を確保し、民主的な運営のもと自主的に実施され、成果は公開し、国際協力に資するということを前提にして計画的に推進されるものとして、このための政策決定を原子力委員会にゆだねている、そういう法律でございます。

そこで、原子力委員会は、これまでほぼ5年置きに、数十年間程度の国内外情勢を展望して、今後10年程度の間には原子力発電や放射線利用について、国民にその利益を享受していただくために、政府が推進すべき施策の基本的方向性を示すとともに同時に原子力行政にかかわりの深い地方公共団体、事業者、国民各層に対する期待も表明する、こういう文書を作成してきました。この文書、従来これを原子力長期計画というふうに呼んでいたのですけれども、今回、2001年から原子力委員会の行政府における位置づけが変わりまして内閣府に属することになったものですから、この文書を原子力政策大綱という名前にしたいと考えているところでございます。

原子力委員会は2004年に、この案を策定するため、新計画策定会議を設置いたしました。この会議は、原子力をめぐる意見の多様性を確保することや、専門分野、性別、それから地域のバランス等に配慮いたしまして、原子力関係組織、地方自治体、原子力に批判的なNGO、それから事業者等から27人の方を委員にお願いいたしまして、原子力委員も参加して運営されております。これまで1年間に31回の会合、小委員会、ワーキンググループを9回開催し、この案に関する調査、審議を行ってまいりました。

さらに、この調査、審議に広く国民のご意見を反映させるために、策定会議の前に意見募集を行いまして、それから市民参加懇談会という会を開いて直接ご意見を伺ったり、内外の専門家からも原子力をめぐる最近の情勢についてのお考え、情報をいただくご意見を聴く会を20回程度開催いたしまして、この策定会議に入力をいたしました。

また、審議の山場を越えたところで「新計画の構成」を公表いたしまして、これについても国民の皆様方から多数のご意見をいただいたところでございます。これを踏まえて、7月の末の策定会議で、今日ご意見を伺う「原子力政策大綱」の案を取りまとめたところでございます。

この図は、原子力政策大綱の全体の構成を示したのですが、要すれば、上のところにあります基本目標、4つございますが、これを達成するための政府の取組の基本的考え方を、現状

認識を踏まえて、左下にあります共通理念、5つありますが、これを重視しつつ、右の2章から6章にありますように、基盤的活用、原子力利用、原子力研究開発、国際的取組、評価の充実の各分野について示しているものです。

基本目標として選んだ4つは何かといいますと、1つは原子力利用の前提である安全の確保とか、そういう基盤的な取組を一層充実すると。2つが、原子力発電を通じて、エネルギーの安定供給と地球温暖化対策に一層貢献すること。3つが、科学技術、工業、農業、医療分野での放射線利用、これを一層広範に活用することと、推進すること。それから4つ目が、こうした活動を効果的かつ効率的な施策で実施することでございます。

それから、取組の共通理念として重視するべきとしたところは、第1には安全の確保。第2に、原子力の持つ総合性に鑑みて、多面的・総合的な取組を実施すること。それから第3に、長期的な活動であるということ踏まえて、短期的のみならず中期的、長期的な取組もまた同時並行して行うということ。第4が、当然のことながら国際社会で生きていくために、国際協調と協力を重視すべしと。それから第5が、評価。要すれば不確実な未来に立ち向かう政策ですから、さまざまな点で評価をして、政策がいつも効果的かつ効果的であるようにしたいと。そういうことを通じて、国民の皆様にごこういうことなのだということを説明していくことが重要としたわけでございます。

それでは、最初の基盤的取組からまいります。最初は、もっとも重要な安全の確保についてでございます。これにつきましては、現状、国民の皆様には原子力に対する不安があるということ、これは真摯に受けとめなければならないといたしまして、まず事業者には、人は誤り、機械は故障する、こういうことを前提にして、それでもなお安全が確保できるように多重の防護を用意する。こういう考え方にのっとり安全を確保する、そうした責任が事業者にあるのですよということを申し上げて、そのことを踏まえてトップマネジメントが安全文化の確立を目指し、あるいは法令を遵守し、もし事故、故障が起こればその根本原因を分析して再発防止対策を確立していく、そういう安全確保活動を、品質保証活動を通じて絶えず改善・改良しつつ実施していただきたいということを申し上げているところでございます。一方、国に対しましては、科学的かつ合理的な規制を実施することを目指すべしということで、そのために適正な行政資源を配分していただきたいと。そして、今述べた哲学、多重防護の哲学、それから最新の知見を踏まえた安全基準を作成して、それに基づく効果的かつ効率的な規制を行って国民の信頼を回復し、あるいは維持していただきたいということ、そして、それにはリスク情報の活用とか、最近特に地震リスクへの関心が高まっているということ踏まえて、それに対してもきちん

たえることをして下さい。それから、原子力施設の運転年数が長くなっていることに対しては、高経年化対策ということが義務づけられているわけですが、これについてその実施状況を、最新の知見を踏まえて監査すること。それから、原子力防災対策、あるいは放射性物質や物質の防護、これについては9・11のテロ以降、国際的にこの対策を強化すべしということになっておりますので、これに対応して放射線源の管理や核物質防護対策についても、新しい知見を踏まえて改良・改善していくべきとしています。そして、何より重要なことは、こうした活動について、国や事業者は、国民や地方公共団体に対して丁寧に説明して相互理解を深めていくということ、これが極めて重要であるとしているところでございます。

次は、平和の目的の問題です。我が国は、原子力の利用を平和目的に限定するとして、核兵器不拡散条約（NPT）に加盟し、その活動を国際原子力機関（IAEA）の保障措置のもとに置いているわけですが、これは大事なことなので、今後ともこのことを継続する。そして、核不拡散とその仕組みの遵守が原子力平和利用の大前提という基本姿勢を国民すべてが共有するようにするとともに、これまでも利用目的を持たないプルトニウムを持たないという原則を示して、プルトニウム在庫に関する情報公開などをしてきているわけですが、六ヶ所再処理工場の稼働に伴って、平成15年の原子力委員会決定に基づいて、事業者がプルトニウム利用計画をきちんと明らかにしていく、公表していくことによって、一層、我が国の原子力活動の国際社会に対する透明性を高めていくことが適切としているところでございます。

次は、人材の確保です。最近いろいろな分野で人材の確保が重要といわれているわけですが、これについては今後何をすべきか。第1、何より重要なのは、原子力の職場を魅力ある職場にすること。具体的には、恐らく創意工夫が生かせる、働きがいのある職場にすることが重要ではないでしょうかということをお願い、さらに、技能者にとっても生きがいのある職場とするならば、それについてはある種の工夫が必要で、これについて事業者、協力会社、そして原子力産業が一体としての取組も検討するべきではないかとしております。それから、大学等においては、社会科学を含む幅広い知識を踏まえた原子力技術者の専門教育に改めてチャレンジしていただきたいということをお願い、最後に最近、放射線医療、がんの治療等に放射線が有効であることが言われ、治療を受けることを希望する方が多いにもかかわらず、技能者が不足していて十分な治療ができないという状況にあるということが新聞等で報道されておるところでありますところ、これについては専門家の育成・確保に向けて、関係者が連携して速やかに取り組むべしということをお願いしているところでございます。

それから、非常に重要なテーマが原子力と国民社会の共生でございます。これについては、立地地域で原子力関係者が安定的な活動ができて初めて原子力の国民社会に対する貢献が可能になるわけでございますから、この地域なり国民の理解と信頼を得ることが重要であるところ、このための最も重要なのは活動の透明性の確保ということであろうとしています。したがって、今後とも安全の管理やら異常事象にかかわる情報を速やかに公開することを徹底すると。それから、国民、地域社会との相互理解を図るために広聴広報 広聴というのは広く聴くということで、まずどういふことを皆さんお考えかということをよく伺って、そして情報を共有していくという広聴広報活動を充実しましょうと。それから、やはり原子力に関する知識を得たいと思う人がいつでも得られるように、原子力教育、学習機会の整備・充実が重要ではないか。それから、政策の審議・検討に当たっては、透明性を確保し、公聴会や意見募集を行って、国民に政策決定過程に参加していただくということについても誠実に取り組んでいくべきとしているところでございます。

それから、ちょっと下の方にありますけれども、地方公共団体につきましては、住民の立場に立って事業者の活動や国の規制活動を理解し、住民に伝えるという非常に重要な仕事をしておられるわけでございますから、その活動に国や事業者は協力すべきであると。そして、この協力を前提にして、地方公共団体におかれましては原子力発電に関する判断とか評価の際に、この国や事業者の取組を効果的に活用していただく、そういう意味の国との連携を期待したいと申し上げているところでございます。また、最近、全国各地で地域おこしが盛んであるところ、原子力施設が存在している地域におきまして、この原子力施設の存在を生かして地域振興したいとお考えのところもあると伺っていますが、そういうところにつきましては事業者が地域の一員として、パートナーとしてそうした取組に積極的に参加するべしということをお願いしているところでございます。

次に、第3章は原子力利用でございますが、利用は2つ、エネルギーと放射線があることは先ほど申し上げました。前半は、エネルギー利用でございます。

原子力発電は、現在、国内の発電量の約3分の1を供給し、先進国で最低と言われておりますエネルギー自給率を、原子力がなければ4%ですけれども、原子力を入れて20%弱というところまで引き上げる、そういう意味でエネルギーの安定供給に貢献しているわけでございます。また、原子力のエネルギー発生当たりの二酸化炭素排出量というのは、太陽光や風力とほぼ同程度でございます。したがって、二酸化炭素排出削減の国際義務、京都議定書でございますが、この遵守のための有力な手段となっていることはご承知かと思えます。今後とも、地球温暖化

対策の有力な手段として貢献が期待できるのかなど。

ただし、原子力をご承知のように、施設の中に大量の放射性物質を持っていますから、万一事故が起きて、それが全部放出されるとなると、非常に大きな被害が発生する可能性がある。また、そうでなくたって放射性廃棄物が発生する、こういう欠点があるわけです。

ですけれども、この事故の発生リスク、住民の方が被害に遭われるリスクというのは十分小さく抑制されてきていますし、今後とも、抑制できるであろうと。また、放射性廃棄物は、一部は既に安全に処理・処分されていますので、これも今後ともそういう意味で、環境に有意な影響を与えることなく処分できると考えていいかなど。

周囲を見渡しますと、国際社会におきましては、ドイツのように既存施設の今後の運転期間を決めて、新しいものは新設しないという形で原子力から撤退しようとお考えの国もありますけれども、他方では、フィンランドのようにこれから新たに原子力発電所を建設する、あるいはフランスその他の国々、あるいは近所でいえばインドとか、それから中国、そういう原子力を積極的に進めようとしている国もある、こういう状況があるわけです。

我が国はどうかといいますと、最近、電力需要があまり伸びないという予想、人口はこれから減っていく社会になるわけですから、電力需要もそう伸びないだろうということ、それからもう一つは電力の自由化ということがあって、現在も原子力発電所の建設が進められているわけですけれども、それにしても従来と比べると、電気事業者は大型の設備投資に慎重になっている、そういう現実がございます。

こうしたことを踏まえて、今後どうするかということについてこの大綱は、まず第1には、我が国はエネルギーセキュリティの確保や地球温暖化対策の観点から、省エネ、新エネの徹底した利用追求ということは当然でありますけれども、あわせて原子力の特徴を生かして使っていく。よくベストミックスという言葉を使いますが、それぞれの特徴を生かした一番いい供給システムをつくっていくということが重要だと言われているところ、そうした考え方に立ち、原子力施策を進める立場にあってはこれからも、原子力発電が2030年以降も総発電量の30ないし40%という現在の水準程度かそれ以上の供給を担うことを目指して各種の取組を行っていくことが適切ではないかとしているところでございます。具体的には、第1には既存のプラントを、安全を確保し最大限有効活用する努力をすること。第2は、既存のプラントはいつか置きかえが必要になりますから、その置きかえのための新しい、大型軽水炉になると思いますけれども、改良型の軽水炉の開発を着実に進めていくこと。それから第3に、現在、将来のエネルギー技術の最も有力な選択肢ということで研究開発が進められております高速増

殖炉、これは経済性の条件が整うとすれば、2050年ぐらいから入れていくのがいいかなというふうに考え、こうしたことを目指して研究開発を進めるのがいいということ、これらの3つの対策というか方針がきちんと進められるように、国は適切な環境整備を行うべしとしているところでございます。

この原子力発電を支える核燃料サイクルのあり方については、我が国はフランスとかドイツとかと同じように20年ぐらい前から活動していきまして、東海村に再処理工場を建設し、「ふげん」でプルトニウム利用を実証し、海外での再処理で回収したプルトニウム等は、当面、軽水炉で利用するというので、核燃料のリサイクル利用を基本方針にしてきたわけですが、この策定会議を開始する時点、昨年5月、6月、7月と、ドイツが原子力から撤退するという方針になっているのではないか、プルサーマルは計画どおり進んでいないのではないかとということからして、こうした従来の定めていたところの基本方針に問題があるのではないかと、いろいろ懸念がいろいろな各方面から表明された状況にございました。

そこで、策定会議は、今後の使用済燃料の取り扱いに関して4つの基本政策シナリオを用意いたしまして、これにつきまして安全性とか技術的成立性とか、経済性とかエネルギー安定供給とか、環境適合性、核不拡散性、海外の動向との整合性とか、あるいは政策変更に伴う課題とか社会的受容性、さまざまな観点、10項目と思いますけれども、それらの観点から時間をかけて評価いたしまして、どの政策、方針、大きく言うと現在の方針のままでいいのか、今から変えるべきであるかということについて議論をしていただいたわけでございます。その結果、総合的に考えると、今後とも再処理路線を続けることは、直接処分路線に変更することと比較しますと、再処理という行為が入りますから、政策変更コストを考えなければ、現在のウラン価格の水準や技術的な知見のもとでは経済性の面では劣る、多少高くつきますよと。ですけれども、エネルギーセキュリティ、それから処分する放射性物質の有害度とか必要な処分場の広さとか、こういった面での環境適合性、それから将来の我々がおかれる経済社会がおかれる環境の不確実性に対する対応能力、そういう面ではこの再処理路線がすぐれているので、総合的に見ると現在の路線が優位であることを総合的に評価して、我が国としては今後とも、使用済燃料を再処理して回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とするということが適切とした次第でございます。

そして、今後は、国と事業者は地域社会のご理解を得て、プルサーマル、再処理、MOX燃料加工等の事業を着実に進めていただきたい。それからなお、当然のことながら、再処理能力には限界があります。限界というのは工場の規模で決まっていますから、原子力発電の規模が

大きくなれば、その処理能力を超えて使用済燃料が発生します。これについては中間貯蔵するというにし、中間貯蔵された燃料は、普通、四、五十年という貯蔵期間についての技術的な制約条件がありますから、そのことを踏まえつつ、その後の処理の方策については2010年ごろから検討を開始して、必要な施設の建設、操業が六ヶ所の再処理工場の操業終了時に十分間に合う時期までに結論を出そうではないか。それから、その次の時代に使うという意味で研究開発が進められている、先ほど申し上げました高速増殖炉については、「もんじゅ」なり、それから「実用化戦略調査研究」等の研究開発を着実に進めるべしと。

もちろん、今後、この世の中、何があるかわからないと言ったら言い過ぎでありますけれども、いろいろ不確実なことがあるに違いないわけであって、したがって、そういう時々政策を見直していくことは、今回もそうでしたけれども必要でしょうと。そうすると、そのときにさまざまな政策選択肢がある方がいいわけありますので、そういう意味で検討の幅を確保するために、現在は使わないとしている直接処分の技術、ほかにも何かあるかもしれませんが、そういう技術についての調査研究を適宜に進めておくことが有効ではないでしょうかとしています。最後に、こうした政策の成立性というのは、結局のところ、事業がきちんと行われることにかかっていますので、事業者にとっては事業のリスク管理を徹底して、施設の安全操業、安定操業、経済性の向上に向けて努力をしていただきたいということを申し上げたところでございます。

それから、原子力利用のもう一つの柱の放射線利用でございますが、これにつきましてはそこに絵が幾つか入っていますが、いろいろな分野で、皆様があるいはお気づきにならないようなところでも放射線の技術が利用されているわけでございますけれども、さらに、新しい最先端の科学技術分野もここで生まれようとしている一方、なお、例えば食品照射のように、いろいろな事情があるのでしょうかけれども、情報が行き渡っていないということで広がっていない、使われていないという面もございますので、それが現在の姿というふうに認識するところ。次のページにありますように、今後としては広範な分野で効果的な利用がなされているところについては、きちんと安全に引き続きやってくださいと申し上げ、それから、なお、情報を共有すると。学問の世界でも、それから産業界においても、さまざまな意味で放射線利用の技術についての情報を共有できる仕組みを充実していきましょうと。そして最後に、科学技術の面でこれから大きな進歩が期待できるような、新しい研究装置、設備を整備いたしましよとしたところでございます。

それから、原子力利用には必ず、最初に申し上げましたように放射性廃棄物が伴います。原

子力の便益を享受する以上、その廃棄物についてきちんと処理をする責任が生ずるのは当然でございますので、これは現世代の責任ではないかと申し上げ、既に先ほど申し上げましたように、一部の放射性廃棄物は安全に処分がなされているわけでございますけれども、今後はまだ制度の設計中の放射性廃棄物もでございますので、今後はまずこれについてその実現に向けて計画的に取り組むこと。それから、再処理の結果出てくる高レベル放射性廃棄物の処分に向けて、処分を行う主体として原子力発電環境整備機構が設立され、現在、処分場の適生の調査をする場所を公募しているわけです。ですけれども、これは2年たって、まだ自分のところが適地かどうか調べてくださいという手が挙がらない状況にございますので、これは大事なことから、関係者は一丸となってこの応募があるような努力をするべきと申し上げているところでございます。

次に、第4章になりますが、これは研究開発です。原子力科学技術のもたらす便益を長期にわたって享受するためには、研究開発が必要です。ここでは、研究開発もいろいろあると。つまり、今ある技術を改良していくという研究開発もありましょうし、それから新しい革新的な技術を生み出す研究開発もありましょうし、そうしたものを実用的な技術にちゃんと整備していくという研究開発もあるということで、下の表にありますように、さまざまな段階の研究開発があると。原子力の利益を長期にわたって享受していく観点からすれば、同時にそれぞれの段階の研究開発を並行して進めることが必要でしょうとまず申し上げ、次に各段階でどういうテーマを取り上げるかについては、その費用対効果、それから国際協力の可能性とか官民の役割分担等々さまざまなことを考えて、選択と集中、最近のはやり言葉でありますけれども、最もいいものを選んで、それに資源を集中していくという選択と集中を徹底することが重要ではないでしょうかと申し上げているところでございます。

次の章、国際的取組でございますが、現在、国際社会においては、核開発疑惑の発覚とか米国同時テロ発生等々で、核不拡散体制の一層の強化が必要、あるいは核セキュリティ対策の必要性が増大しているというふうに言われています。他方、先ほど申し上げましたように中国とかインドとか、新しく原子力発電　新しくというか、さらに原子力発電設備を増強しようという国、あるいはベトナムとかマレーシアというようなこれから原子力をやるかなというようなことを考えている国がある。これが現実。そこへ、我が国として積極的に貢献していくということが重要なと言われていているところ、今後との取組としては、第1には、まず国際的な核不拡散体制の強化に向けて引続き力を尽くしていくということが重要でありましょうし、誠実に核軍縮外交を続けていくことが重要ではないでしょうかと申し上げ、それから途上国につい

ては、社会経済のインフラ整備についてご協力を申し上げることが大事でしょうし、先進国とは競争の両面ありますが、一緒にできることは一緒にやっていくということをやしましょう。それから、産業界についてはぜひ頑張って国際社会に日本の技術を売り込んでいていただく。これについて政府ができることがあれば、支援することが適切としているところでございます。

それから最後、第6章は政策評価でございます。原子力に関する国の施策というのは、公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的であるべきですから、政策を適宜に評価して、いつも改良・改善していく。ご存じであるかないかわかりませんが、P D C A プラン・ドゥ・チェック・アクション、立案し、実施し、評価し、改善する、こういう活動がよく経営とかいろいろなところで言われていますけれども、これを原子力政策の当局もちゃんとやってくださいということをお願い、特に原子力は長期性があり、不確実な未来に対するチャレンジという側面が強い面もございますので、リスク管理という観点からリスク評価をきちんとやるということが極めて重要ですということを申し上げ、かつ、そうした評価した結果をもとにして、国民の皆様と、現在の政策はこういうことで、こういう問題があるところ、こういう努力をして、こうして正しい適切な貢献ができるようにしているということを国民との対話で生かしていくということが重要として全体をくくっているところでございます。

以上、駆け足でしたが、原子力政策大綱（案）のポイントをご紹介申し上げました。

この後、会場の皆様から、原子力基本法が定める先ほど申し上げました目的を達成するための原子力政策において、こういうところについては力を入れるべきだとか、こういう点については考え直した方がいいとか、いろいろご意見をいただけることと楽しみにしておりますけれども、参考になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございました。

それでは、ここから会場の皆様方からご意見をお伺いいたしますが、その前に、木元教子原子力委員が到着いたしましたので、ご紹介申し上げます。

それでは、順次、ご発言を希望の方につきましては挙手をお願いいたしまして、それにつきましてご指名をさせていただきます、ご発言をいただくということでございます。

それで、指名につきましては、会場を大まかに4つに分けて、皆様から演台に向かって右側のブロックから順次指名をさせていただきたいと思っております。今、スクリーンの方に映っておりますけれども、演台に向かって右側からということでございますと、水色のブロック、紫色、緑色、それから赤のブロックでございます、大体、皆様方、ご自分がどこにお座りいただい

ているか、まずこれでごらんいただければと思います。それで、1回で4名の方の指名をさせていただきますまして、順次ご発言をいただこうと思っておりますが、指名された方のところには係の者が参りますので、係の者の誘導に沿ってお近くのマイクまで出ていただきまして、順次ご発言をお願いしたいと思います。

それから、先ほど来から繰り返しておりますが、ご発言の際には、冒頭、お名前をフルネームでおっしゃっていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、最初の方、お願いいたします。

参加者 名前は、亀崎弘記といたします。原子力政策大綱(案)に賛同するとともに、九州の地において電力に働く労働者という立場から、3つの点について発言をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、今計画案につきましては、いずれ閣議決定され、我が国の原子力の利用に関する基本政策として広く国民に公表されるものと思っておりますが、この時点で1人1人の国民から正しく理解されるような形で公表されることを望みます。

以前の事例でございますけれども、労働界にもイデオロギー的な考え方の違いからさまざまな考えがありまして、その偏見を払拭すべく、実際に原子力発電を見ていただこうと、こういう取組を行っておりますけれども、「絶対行きたくない」ということになりまして、「なぜですか」と問いましたら、「2つの理由があります」と。1つは、原子力建屋そのものが原子爆弾そのものであり、あの大きさそのものが原爆という意識があります。その中で、一たび飛行機などが墜落すれば、そのままあの大きさの爆弾が爆発する、こういう偏見を持っておられました。2つ目に、行けば子どもが生まれなくなると。こういう2つの観点から行きたくないと。

しかし、その偏見を払拭すべく、さまざまな説明をさせていただいて、実際に現場を見ていただいて、その偏見を払拭させていただいた。こういうふうに、かなり偏った教育がなされておるのも事実でございますから、正しく理解が進むような公表のやり方をお願いしたいというふうに思います。

2点目です。立地地域との関係でございますが、原子力立地の住民あるいは地方公共団体の方にも、国民理解のもと、安全性を担保する国が主体的に政策を進め、安全確保を大前提に、事業者がその一翼を担い、地域の安心を大前提に、立地の自治体がそれに協力していくという原子力長計の心を強く訴えていただきたい、こういうふうに思っています。

最後に3点目ですが、本計画というのは、今後も5年ごとに見直しが見られるというふうに思います。その中であっても、今回の原子力の平和利用に基づくプルトニウム利用など、本計

画の骨格や核となる部分については具体的に明記していただいて、都度の見直しのごとにその部分がぶれることがないようにしっかりと発信をしていただきたいと思います。

以上3点、発言をさせていただきます。ありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしく願いいたします。

参加者 吉田恵子と申します。

核燃料サイクルの確立やプルサーマル計画は、絶対にやめてほしいと思います。2004年、美浜原発で5人が死亡しました。チェルノブイリ原発事故は、800キロ圏内が放射能で汚染され、ロシア国内でも145万人、ウクライナ国内でも240万人以上の人々が被ばくし、死傷しています。それは、ウラン燃料の原発ですけれども、プルサーマル計画のMOX燃料は、ウラン燃料の15万倍の放射能を持つと聞いています。

線の発熱量が多くて、熱で物性が変化するプルトニウムは、ウランより20倍以上の中性子を吸収し、炉の性質を変える。今の原発のプルトニウムのでき方は、炉心全体になめらかな分布をなして進行するけれども、プルサーマルの場合は、プルトニウムの多いところ、少ないところ、くっきりと分かれ、境界が突然変化する。燃え尽き方にばらつきが生じ、燃料破壊が起こりやすい。それから、取り扱いとか流通経路で被ばくの危険性がふえる、作業者は被ばくする可能性が多くなる。それから、使用済MOX燃料の処理方法が決まっていない。それで、当面、玄海町に蓄積される予定だと聞いています。ウラン燃料の15万倍の放射能を持つのが使用済ウラン燃料ですけれども、さらにその使用済ウラン燃料の3倍の放射能を持ち、同じ発熱量になるまでに100年かかる使用済MOX燃料、その放射能が半減するのに2万4,000年かかると言われています。

それから、総事業費42兆9,000億円ですけれども、これで済むはずはないと思います。処理方法が決まっていないのに、どうして計算できるのでしょうか。六ヶ所村では7,000億の予算で再処理工場が建てられたけれども、実際は3倍の2兆1,000億かかっています。政策変更コストがかかると言われましたけれども、今だったら政策変更コストは一部で済みます。しかし、この核燃料サイクルの確立が進んで全量処分という事態になったら、さらに膨れ上がります。

それから、燃焼度がプルサーマルレベルの試験がほとんどありません。玄海原発が実験場になります。こういったことは、もう絶対にやめてほしいと思います。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の方、よろしくお願いいたします。

参加者 皆様、お疲れさまです。私は、中尾朱美と申します。よろしくお願いいたします。
原子力の必要性について意見を述べさせていただきたいと思います。

原子力の必要性について、エネルギーセキュリティ、地球温暖化防止の観点から、また2030年以降においても、総発電電力量の30から40%程度の現行の水準程度、またあるいはこれ以上の役割を原子力に期待する旨、この大綱(案)には記されておりますけれども、非常に有意義なことだと感じております。

1970年代に、私たちはオイルショックを体験しております。現在も、当時と同様に原油価格が高騰を続けております。そういった中でも、我々があまり不自由を感じずに生活ができるのは、やはり電力供給の主役が、オイルショックの時代の石油から、原子力、石炭、LNGと多様化されているとともに、その中でも原子力が大きな役割を果たすようになったからだと感じております。

九州でつくられている電気の約半分弱は、原子力発電によるものです。しかしながら、将来のことを考えた場合、現在、中国の目覚ましい経済発展も影響して、世界のエネルギー需要は大幅に増加していくと予想されております。そのような世界情勢を考えますと、石油、石炭、LNGを現状と同様に日本が確保していく、そのようなことに対して非常に疑問もありますし、不安もすごく感じております。石油は、日本に170日分の備蓄しかないということで、「原子力2004」には書かれておりました。そういったものも踏まえて、非常に不安を感じております。

恐らく、日本国民の多くの方は、現状よりも大幅にエネルギーを使用する、消費していく生活は望んではいないと思いますが、現在の生活の便利さ、また快適さを維持したい、またそれ以上に向上したいとは考えていると思います。オイルショック以降、産業部門では省エネが進められてきた結果、エネルギー消費はこの30年間横ばいですが、世帯数の増加や営業時間の延長、また床面積の拡大など、家庭部門や業務部門では増加傾向にあります。

このようなことを踏まえた上で、日本の将来的なエネルギー消費を考えた場合、省エネによるある程度のエネルギー消費を抑えられたとしても、今後も引き続き今と同等、またはそれ以上のエネルギーを必要とすることは間違いありません。それを確保する手段を考えていくことが、もっとも重要なエネルギー政策であると考えます。そのエネルギーが原子力である必要性はありませんが、エネルギー資源を何も持たない日本にとって最も現実的なエネルギー源は、原子力においてほかならないことも事実であると考えます。原子力は、資源を持たない日本が

現段階において唯一これからの子どもたちに残せる有効的な技術資源だと私は考えています。

その意味で、今回の原子力政策大綱で、30から40%、あるいはそれ以上の役割を記載されていることは、特にそれ以上の役割というところも含めて非常に重要なことであると考えております。

以上、意見を終わらせていただきます。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしくお願いします。

参加者 伊藤伸幸といいます。よろしくお願いします。

原子力政策大綱(案)の第1章、原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念の基本的目標についての意見を述べたいと思います。

ここでは、原子力研究、開発及び利用に関する目的を定め、その目的を達成するための基本目標として4つの目標が示されていますが、1点目については、「原子力の研究、開発及び利用に関する活動を進めるに当たっては、安全の確保、その利用を平和の目的に限ること」とありますが、この文章では利用のみが平和の目的に限られるとも読み取れます。また、これに加え、放射性廃棄物の適切な管理・処分及び国民・地域社会の共生の実現を前提条件としております。その前提条件を確保する仕組みを、国民の期待する水準に維持することを目標として理解しています。本文章では、「その」、「これら」など指示代名詞が多く使われるため、原子力の研究、開発及び利用の働きを国民の期待する水準に維持するとも読み取れます。工夫が必要ではありませんか。

2点目の原子力エネルギーの利用技術では、「学術の進歩、産業の振興にも貢献する」としており、また3点目の放射線利用技術では、「学術の進歩、産業の振興及び人類社会の福祉と国民生活の水準向上に広範囲に貢献していくことができるようにする」とされています。基本的な目的としては、原子力エネルギーの利用も放射線技術の利用も同じと考えられることから、2点目の原子力の利用技術についても、「人類社会の福祉と国民生活の水準向上に広範囲に貢献していく」との文言を入れるべきではないでしょうか。

以上2点について、検討願います。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、また次の指名をさせていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

参加者 徳永修二と申します。

今回取りまとめられた原子力政策大綱（案）、読ませていただきました。私の方から、1点だけ述べさせていただきたいと思います。

それは、発電分野以外での原子力の利用ということに関してでございます。大綱にもあります原子力発電の必要性について、特にエネルギーの安定供給や地球温暖化問題への対応の観点から、原子力が今後も必要であるということにつきましては、全くそのとおりというふうに考えてございます。2030年以降も30%から40%を原子力が担うということを目指すということを明記されましたことにつきましても、非常に素晴らしいことだというふうに感じております。

昨年6月に取りまとめられました総合資源エネルギー調査会の2030年のエネルギーの需給展望におきましても、電力需要は今後も速やかに増加して、2030年には電力の約38%が原子力で賄われるというふうに予想がされております。

その一方、1次エネルギー供給に占める原子力の割合といたしますのは、その時点でも15%程度であると。エネルギーの75%程度は、引き続き化石燃料で賄う必要がある。特に、石油への依存度は38%で、やはり2030年におきましても、日本はそのエネルギーの大部分を石油に依存する形になるというふうに予想されております。

最近の原油価格の高騰には、いろいろな要因があるというふうに思われますが、世界のエネルギー需要は、2030年には現在より60%程度増加するという予想もございまして、将来にわたって日本が安定的に石油を調達できるという保障はなく、化石燃料に依存しない原子力を発電以外のエネルギー供給にも利用していくという手段を準備していくことが非常に重要になってくるというふうに感じられます。

また、原子力を発電以外の分野で利用するということは、二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化の進展を緩和するという意味でも、技術立国を目指す日本の責務ではないかというふうに考えます。

原子力政策大綱の中でも、原子力研究開発の部分で原子力による水素製造技術について触れられておりますけれども、この本文の中では何のために水素製造を行うということがわからないのではないのでしょうか。エネルギー源としてさまざまな形で水素を利用する社会、例えば自動車やトラックをガソリンではなくて、直接、水素ですとか水素を使った燃料電池で動かすということなどが、近い将来、実現することがだんだん現実味を帯びてきております。しかし、現在のように水素を化石燃料から製造したのでは、将来のエネルギー問題、地球環境問題への切り札とはなり得ないというふうに思います。

そこで、原子力を発電以外のエネルギー分野でも利用していくこと、化石燃料への依存度をさらに下げること、その意味で原子力を利用した水素製造が非常に有効であるということをしつかりと明記していただいて、原子力を利用した水素製造技術の開発に、ぜひ我が国として積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしくお願いします。

参加者 伊藤昇といいます。私は、今説明していただいた原子力政策大綱に慎重な立場から発言をしていきたいというふうに思います。

原発が稼働して、既に40年になっています。しかし、今、地元玄海原発でも、プルサーマル計画がやられようとしています。今までの私どもが聞く説明の中では、プルサーマル計画をなぜ実施するのかということの説明の中で、原発がとまるからということを一面的な理由づけとして言われているやに理解しています、私は。そうすると、もう既に原発が稼働して40年近くたつわけですから、この間の中で国として何の原子力政策をやってきたのかという疑問が率直にありますので、そういう立場から私は発言をしていきたいというふうに思います。

本日の説明資料の10ページに、「放射性廃棄物は環境に有意な影響を与えることなく処分可能」というふうに文章が書かれています。本当に環境に有意な影響を与えないことができるのかどうなのかというのは、率直に疑問があります。例えば、埋めたときに壊れて、その放射性廃棄物なるものが浮かび上がって自然に出てくるのではないかという心配が率直にあります。したがって、こちら辺がなぜこういう「有意な影響を与えることなく処分可能」というふうに断定されているのか、そこを具体的に説明していただきたいということと、あとは高速増殖炉「もんじゅ」の関係で、2050年ぐらいを商業ベースと。今の原子力、世界の技術、高速増殖炉の関係からしても、本当に大丈夫なのかどうなのか。もうこちら辺で、国として一定、この高速増殖炉「もんじゅ」の関係については判断をすべきではないかと。いつまでも引っ張ったら、それだけお金がかかりますから、そういう面で私は、今後とも2050年ぐらいまで続けるということですから、そこはなぜそういう50年の単位の中でそういう問題が出てくるのかということがありますので、それを質問したい。

それと、14ページの六ヶ所村の関係で、2010年から検討を開始して、間に合う時期までに結論を出しますと。この意味は、「操業終了に十分間に合う時期まで」。操業終了というのは、いつまでを国として考えられているのか、これは例えば2100年という時期で操業終

了なのか全然わかりませんので、そこら辺を具体的にわかれば説明をしてほしいというふうに思います。

以上でございます。

戸谷参事官 どうもありがとうございます。

それでは、次の方、よろしくお願いいたします。

参加者 谷口達馬と申します。

ご説明をいただきました原子力政策大綱につきましては、基本的に賛同いたしました。第2章の原子力の研究、開発及び利用に関する基盤活動の強化のうち、人材の育成・確保と原子力と国民・地域社会の共生については、多くの要素が絡んだ問題だと思っております。ここに記載されている基本的な考え方とは別の考え方もあるような気がいたします。

特に、人材の確保に関して、「原子力分野の職場に魅力を取り戻すことが肝要である」ことは間違いないと考えますが、学習サイクルのある職場、人材交流が、果たして魅力を取り戻すためになるのかと感じます。最も重要なのかという気もいたします。

原子力の職場が魅力を失っている理由は、私なりに考えてみました。1つは、昔は最先端の工学分野であり、原子力建設が活発に行われていたが、最近はメンテナンス主体で新規建設が少ないこと。2つ目は、オイルショック当時はエネルギー問題の重要性が叫ばれていたが、最近はそれがなくなってきて、再生可能エネルギーである太陽光や風力などの開発の話題が多く、ベース電源になっている原子力の重要性が薄れてきているのではないかと思います。3つ目は、事故やトラブルでもマスコミからたたかれることが多い、などと思います。

やはり、魅力を取り戻すためには、エネルギー供給で原子力が大きな貢献をしていることを社会に浸透させることが必要ではないでしょうか。そのためには、マスコミの取り扱いと、学校を通じてエネルギー教育が重要となってくると考えます。マスコミに対しては、正確な情報を出すことを求めることはできても、原子力の社会的意義を伝えることは期待できないと思います。そうすると、人材の確保という面でも、学校教育や各種機関の広報活動を通じて、エネルギー問題の重要性、その中で原子力の位置づけを幅広く国民に訴えていくことが重要ではないかと考えます。

以上、私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしくお願いいたします。

参加者 オオタキヨコと申します。

これだけ大勢の人間が集まり、討議しなければいけないところに、この問題の大変さと危険性があらわれていると思います。佐賀は、一番初めにできました発電所がまだ残っております。脊振という村でございます。きれいなところに、ヨーロッパかられんがも機械も輸入して建っております。水力発電でございます。九電のものになっております。できたらごらんくださいませ。すごく風光明媚なところがございます。

もともとこのウランには、ホキの誓いというインディアンの戒めがあったそうでございます。ウランを掘ると、たたりが出ると言われたそうでございます。経験から、彼らは何かをキャッチしていたのではないのでしょうか。原子力発電は、ギリシャ神話のダモクレスの剣、それからロシアンルーレットみたいなものではないかと思うのです。私は、できますれば、ないにこしたことはないと思うのでございます。

そして、今、国が信じられなくなっている悲しみを持って、ここに立っております。水俣病しかり、カネミオイルしかり、イタイタイ病しかり、血友病のHIV感染しかり、アスベストしかり、ですから国が安全だとおっしゃっても、すぐ信じられないのでございます。

エネルギー開発をこれからどうするか、50年をどうするかは、さんさんと太陽が降り注いでおります。太陽光発電であるとか風力発電であるとか、50年間持たせればいいではございませんか。JCOの犠牲もでございます。何とか脱原発でいけるように、お力を合わせていただきたいし、私ども国民もしなければいけないと思います。エネルギー節約などをしまして。

さて、どうでもブルサーマルをなさるのなら、どうぞ東京電力や関西電力でなさっていただきとうございます。九州電力が困るといいますのは、有名なかの国が近うございます。私は、ボールをここには投げて当たり切りますが、委員さんには当たらせられません。ワイルドピッチになってしまいます。かの国の近い九州は、危な過ぎると思うのでございます。どうぞ東京電力や関西電力でファースト・エクスペリエンスをお願いいたします。

失礼いたしました。よろしくお願ひ申します。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、また指名をさせていただきたいと思ひます。

どうぞお願ひいたします。

参加者 倉田文仁と申します。原子力政策大綱に記載された今後の原子力政策の基本方針に関しては、必要な事項が適切に整理されているとともに、その方針が明確に記載されており、特に意見を申し上げる必要はないと思っております。

ただ、細かい部分ですが、文章の表現に関して幾つか意見を述べさせていただきたいと思ひ

ます。

まず1点目ですが、大綱の6ページ目の4行目の段落、この部分は今回の大綱の趣旨を大きくあらわしている部分だと思っておりますので、あえて細かい話ですが、コメントをさせていただきます。

この部分の最初の文章は、「原子力委員会は、（中略）期待する」という文章になっておりますが、この文章からすると、原子力の研究などの活動が原子力政策大綱の方針を踏まえることを期待すると解釈することができますが、大綱の趣旨からすると、「原子力の研究、開発及び利用が原子力政策大綱に示される基本の方針を踏まえ実施されることを期待する」などの表現に見直すべきではないかと思えます。

また、その次の文章では、「原子力関係者は、（中略）国民の負託や期待に将来にわたり応えていくことを原子力委員会は切望する」となっており、「原子力関係者は」、「原子力委員会は」と主語が続いており、ここでの表現は、「原子力委員会は、原子力関係者が国民の負託や期待に将来にわたり応えていくことを切望する」という文章になるのではないのでしょうか。

次に2点目ですが、同じページに4つの基本的目標が記載してあります。1つ目の基本的目標の文章に、原子力の研究、開発及び利用に関する4つの前提条件が記載されております。1つ目は安全の確保、2つ目はその利用を平和の目的に限ること、3点目は発生する廃棄物を適切に管理・処分すること、4つ目は国民・地域社会の共生を実現していくことと記載されておりますが、このように4項目を並べるのであれば、最初の安全の確保も他の項目と同じように、「安全を確保すること」と記載した方がよいと思えます。

また、2つ目の「その利用を平和の目的に限ること」については、原子力の利用ということに限定されておりますが、原子力基本法において、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り」と記載されていることから、「その活動を平和の目的に限ること」と記載すべきではと考えます。

さらに、4つ目の「国民・地域社会の共生を実現していくこと」は、原子力と国民・地域社会との共生であるから、「国民・地域社会との共生を実現していくこと」と記載すべきではと考えます。

以上で終わります。

戸谷参事官 どうもありがとうございます。

それでは、次の方、よろしく願いいたします。

参加者 馬場泰人と申します。高速増殖炉の開発について、ちょっと意見を述べさせていた

だきます。

今回の原子力政策大綱で、高速増殖炉開発について、「2050年頃から商業ベースでの導入を目指す」との位置づけが行われたことは、2050年の妥当性は別問題としまして、我が国としてFBRの導入に向けて研究開発を進めるという意思が明確化されたものと考えられ、高く評価します。

我が国のみならず、世界のエネルギーの将来を考えた場合、石油、石炭などの化石燃料のみならず、ウランに関してもその量には限りがあり、21世紀半ばには、その供給の安定性が失われる可能性も考えられます。

しかしながら、高速増殖炉が実用化されれば、人類は数百年間安心して頼ることができるエネルギー源を手に入れることとなります。我々が石油を本格的に利用し出してまだ100年もたっていないということを考えると、数百年間利用できるエネルギー源ということは、その価値の大きさははかり知れるものではないと考えられます。

このような価値を有する高速増殖炉の開発が、「もんじゅ」の事故によって約10年間も足踏みする状況に至ったということは、我が国にとって大きな損失であったと考えられます。現在、高速増殖炉の「実用化戦略調査研究」というものが、核燃料サイクル機構を中心に進められており、幾つかの炉型が検討されておりますが、やはり最終的にはナトリウム冷却の高速増殖炉が選定される可能性が高いと聞いております。その意味でも、「もんじゅ」が10年間も停止していたということは、我が国においてナトリウム取り扱い技術を早期に習熟する機会を失ったことになり、残念なことです。

また、一方では、「もんじゅ」が10年間も停止していたにもかかわらず問題視されなかったのは、ある意味では化石燃料の可採年数が以前思われていたほど大幅に減少せず、需給状況が緩和していたためだとも考えられます。しかしながら、今後の世界のエネルギー需給状況は、中国やインドなど多くの人口を抱えた国々の経済発展により、急激に厳しくなっていくことが予想されます。

このような状況を考慮しますと、エネルギー資源のほとんどを海外に依存している我が国としては、安定的に供給できるエネルギー源を将来にわたり確保しておくことが必要と考えられ、高速増殖炉の開発に本腰を入れて取り組んでいくことが重要となり、2050年で間に合うかという点は気になる部分もありますが、着実に高速増殖炉の開発を進めていくべきだと考えます。

以上です。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の方、よろしくお願いいたします。

参加者 佐賀市に住んでおります藤森康司と申します。

今回の原子力政策大綱につきましては、2030年ごろから既設の原子力発電所の大量リプレースと申しますか、代替時代が始まると認識を示されております。2030年以降も、原子力には総発電電力量の、これは先ほどもお話があったようですが、30から40%程度という現在と同程度の水準か、それ以上の割合を目指すことが適切と記載されております。私も、基本的には将来の電力の需要を賄う上、また地球温暖化対策への貢献を考えますと、原子力が現状以上の役割を果たさざるを得なくなると考えております。

しかし、リプレースを考えた場合、既設の原子力発電所の廃止措置を行い、次の原子力発電所を建設するまでには20年以上という非常に長い期間を要すると考えられます。その間の電力需要を原子力で賄うためには、既設の原子力発電所の運転廃止までに、別の場所に原子力発電所を建設する必要がある可能性が高くなると考えられます。つまり、原子力発電所の新規立地が必要となる可能性が高くなるというわけでございます。新規立地は、近年、非常に難しい状況となっており、かつ、その実現までには長い年月を要することが考えられます。恐らく、1980年代以降、原子力発電所の新規立地が決定した地点はないのではないかと思います。

そういう状況を考慮いたしますと、原子力発電所の新規立地対策というのでも、重要な原子力対策のテーマとなると考えられますが、原子力政策大綱(案)には明確にこの項目が設けられていないのではないかと考えられます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしくお願いいたします。

参加者 唐津市の三浦正之と申します。幾つか問題提起をさせていただきたいと思っております。

まず、原子力政策大綱ということなんですけれども、日本は非常に自然エネルギー、自然が豊かな国です。資源がたくさんあります。世界で、ドイツや中国を初め、本当に野心的な政策で大幅な自然エネルギーの普及に努めようとしているこの今の状況の中で、自然エネルギーの技術的課題があると言ったまま放置し、しかも、戦後60年を迎えたこの日本で、世界でも数カ国だけが原子力に固執したようにお金をつぎ込んでいくというこの政策大綱について、国際社会的な面から見ても、私は理解がしがたいというふうに思っています。

また、この原子力については、コストそれから廃棄物の問題について、いまだにこの中でも

2050年だとか、いろいろなことが書かれておりますけれども、300年、400年、すべて将来の世代にわたってのツケになります。責任を現在の人たちが負わず、将来に転嫁しているというこの政策については、まだまだ実験室でやっていただきたい。

もう一つの点からいえば、行政改革ということがずっと言われておりますけれども、電力について、この原子力政策については、全くこの行政改革ということが行われていない。国や大企業だけがこういったものを独占している状況で、官から民へ、民から住民へと、国民、市民協働という言われ方が実際にされていますけれども、エネルギー問題でも市民にできることはあります。省エネ以外にも、太陽光や風力で発電ができます。それは世界でも、皆さん状況はご存じだと思います。いつまでも税金をばらまいて、原子力というものに固執するという必要性があるのか、この行政改革という点からも、エネルギー問題についてしっかりと改革を進めていただきたいというふうに思います。

最新の知見についても、アメリカやさまざまな国で、微量でも放射能の身体への影響がある、それからMOX燃料の評価についても変わってきているはずです。しかしながら、玄海原発のプルサーマル計画の安全審査においては、それが十分に生かされず、専門部会も開かれませんでした。こういったことについても、行政改革の働かないところではないかと思っています。

そして、オオタキヨコさんからも先ほどありましたけれども、アスベストと同じように、稼働30年を迎え、微量ながら日本じゅう、世界じゅうの原子力発電所、再処理工場から放射能が出ています。これについて、これまでは微量だからということを書いてきましたけれども、水銀でも何でもそうでした。私たち労働者や住環境、生物への影響、そういったものをすべて調査するべきだと、この大綱の中でもそういったことを入れるべきだと思っています。

地球は、太陽のエネルギーだけでバランスをとってきました。原子力は、全く違うところから地球の中にエネルギーを生み出そうとしています。そのことについて、温暖化以上の影響があるのではないかとということも考えてほしいと思います。

ここにいらっしゃる半分ぐらいの方が、50年後、2050年にはもういらっしゃらないと思っています。私も、生きていくかどうかわかりません。その中で、墓場から引きずり出されて「ごめんなさい」と謝らなくていいような政策を選んでほしいと思います。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、また次の指名をさせていただきたいというふうに思います。

お願いいたします。

参加者 川内豊と申します。それでは、1点だけご意見を述べさせていただきます。

このたび、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」という名称が、「原子力政策大綱」という形に変わったわけでございます。名称としましては「長期計画」よりも、その内容から判断しまして「政策大綱」といった形の方がふさわしいかなというふうに考えております。また、その政策の内容に関しましても、我が国として原子燃料サイクルを推進し、将来の高速増殖炉につないでいくというエネルギー資源戦略が再確認されたものと認識しており、適切な内容ではないかなというふうに思っております。

したがいまして、原子力政策大綱に関し意見を述べさせていただくとするならば、内容に関し、特に異論はございません。文章の書きぶりということで申し上げさせていただきます。

現在、佐賀県では玄海3号機でプルサーマルの実施に関する計画が進んでおります。間もなく国による安全審査が終了し、原子炉設置変更許可が出される見込みというふうに聞いております。玄海3号機でプルサーマルを実施することに関して、国の安全上の判断がなされれば、これからは地元が了解するかという点に焦点が移ってまいります。

九州電力は、昨年5月の原子炉設置変更許可申請以来、地元で精力的に理解活動を実施されているようですが、地元ではプルサーマルは国策であるというふうに認識されております。やはり、国による積極的な理解活動も必要であるというふうに考えられております。

このような観点から、原子力政策大綱のプルサーマルに関する記載を見ますと、これはページにしますと13ページ、1-2-6.核燃料サイクルの確立というところに記載がございます。文章を読み上げてみますと、「再処理で回収されたプルトニウム、ウランについては、原子力発電の燃料供給の安定性向上や将来の核燃料サイクル分野における本格的資源リサイクルに必要な産業基盤・社会環境の整備に寄与するものとして、プルトニウムが電気事業者により計画されている」と、このような記載になっております。これは、電気事業者が勝手に計画して実施しているような記載というふうにもとられます。

したがいまして、これはプルサーマルの実施に関しましては平成9年に原子力委員会で決定がなされ、その後、閣議了解がされているというふうに聞いております。我々は、国策であるというふうに認識しておりますが、先ほどのこの部分の記載については、プルサーマルの位置づけに誤解を与えかねないのではないかなというふうに思います。この点については修正いただくように、ご検討をお願いいたします。

以上です。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の方、よろしく願いいたします。

参加者 発言の時間をいただきましてありがとうございます。私は、秋山茂樹と申します。

原子力利用の着実な前進という観点から、今回の新計画策定会議では、核燃料サイクル政策に関し、多くの時間をかけて徹底的に評価が行われたと。先ほどの委員長さんからのお話でも伺われたところでございます。再処理路線を維持する旨の再確認が行われたと聞いております。私も、日本の国情を考えた場合、使用済燃料は再処理し、回収されるプルトニウム、ウランを有効活用するとともに、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として安定な状態で処分ができるようにすべきだと思います。このことは、早急にやるべきだというふうに考えます。

平成14年12月に、原子力発電環境整備機構が高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた概要調査地区の公募を開始し、間もなく3年になりますが、現在のところ、1件の応募もない状況にあります。ガラス固化体の最終処分であっても、立地が非常に難しいのが我が国の実情であり、ましてやこれが使用済燃料の直接処分であれば、国内での立地はよほどのことがない限り困難であることが想像できます。

そういった観点からも、日本においては再処理路線しか考えられないとっておりましたので、今回の新計画策定会議の結論は極めて妥当なもので、またそれを幅広い評価と議論に基づき確認したことに意義があるというふうに思います。

一方、高レベル放射性廃棄物の最終処分の立地は、日本における核燃料サイクルを完成させる上で重要であり、現状、法的な枠組みも整備されているものの、それが有効に機能できない可能性も出てきておりました。原子力政策大綱(案)に記載されているように、必要であれば新たな方策を検討しまして、確実に前進するよう取組を強化する必要があるというふうに考えます。

また、超ウラン核種を含む廃棄物のうち地層処分する廃棄物に関して、高レベル放射性廃棄物と同じ処分場に処分することは、明らかに効率的な処分でありまして、国民の負担を減らすという意味でも、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

終わりに、原子力政策について、これは国民1人1人が考えなければならない国民的な課題であることは言うまでもありません。そういう意味で、今回、佐賀の地においてこのような開催をしていただきましたことは大変ありがたく、国民総意のもとで解決されることを心から切望いたしまして、意見を終わります。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方、よろしく願いいたします。

参加者 増本亨と申します。幾つかの点について、疑問とか意見がありますので、述べさせ

ていただきたいと思います。

まず第1点は、現在、30日公示ということで、衆議院の選挙が始まろうとしております。その最大の争点は、皆さんご存じのとおりに郵政改革法案ということで、郵政解散と言われております。そういう意味で、今、郵政法案に賛成なのか反対なのかということの国民投票的な性格を帯びた選挙なのだということが盛んに言われています。

私は、今ここにいて非常に違和を感じておりますのは、郵便局の事業をどうするかということとを国民投票にかけるかどうかということと、私たちがここで今真剣に議論している私たちの国のエネルギー問題、未来の世代に対して責任のある社会をつくっていくためにどうするかというこの原子力政策大綱の問題は、どちらが国民投票にかけるべきかといったら、はるかにこの問題の方がそのテーマとしてふさわしいと思っているんです。

ですから、私はやはり5年に1度見直しをされている今まで長期計画と言っていたこの計画について、やはり国民参加を今回も打ち出されておりますが、ぜひともやはり国民投票という形で、委員の皆さん、真剣に議論されてつくっておられるこの案ですので、やはりこれは国民の信任を得て大綱としてスタートさせるというようなシステムをつくっていただきたい、そういったものをきちんと盛り込んでいただきたいというのをまず申し上げたいと思います。

それから、先ほどもちょっと出ていましたが、プルサーマルが実施段階に入ろうとしています。全国に53基ある原発のうち、すべてが同等にプルサーマルにふさわしいかどうかという議論をする素材の一つに、やはり私は有事という問題は欠かせないと思うんです。先ほどありましたが、現在、私たち佐賀県もそうです。国民保護計画というものを佐賀県は策定しようということで、今、この年度中にその作業に入っております。その際に、先行している例えば福井県とか、同じように立地場所として大陸に近い島根県とか、そういったところは有事のときにどうなるんだということを一生懸命考えておられます。そういった視点も、やはりプルサーマルの実施のときには、当然、判定材料として考えていくべきだと思いますので、そういった視点もぜひ取り入れていただきたいと思っています。

最後に、自然エネルギーについて、私はやはりドイツに学ぶべきではないかと思っています。もっともっと、日本から京セラやシャープが一生懸命競い合っているいいパネルをつくっている、それをなぜドイツが輸入するのかということ私たちが考えて、学んでいく必要があると思います。

今までの計画との対比とか評価について、ぜひとも会議からの国民への説明を丁寧にしていただきたいなど。5年間、こう変わりましたよ、10年前とこう変わりましたよ、これからこ

うなるんですよという情報提供についても、十分考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、また引き続きまして次の指名に入らせていただきたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

参加者 木村正洋と申します。私は、原子力発電所で働く者の1人としてお話しさせていただきます。

今回の原子力大綱につきましては、原子力を取り巻く現状を適格に分析されていると思っております。国民の生活の向上のためにどのように進めていくかもちゃんと記載されて、大変評価できるものだと思います。

しかしながら、今、ちょっと大綱のものと外れるかもしれませんが、規制のお話がありますので、若干しゃべらせていただきたいと思っています。

大綱を実現するためには、まずは既存の原子力発電所が安全・安定運転することが不可欠ではないかと思っております。このために、原子力発電所で働く人たちの役割、これは原子力発電所の設備を評価する者、それから把握する者、メンテナンスを行う者、こういう現場を主体とした業務にあると考えています。

ちなみに、平成15年10月に品質保証活動を取り入れました安全規制の見直しが行われておりますが、この品質保証活動を実施する上でも、それから対外的にも、また説明する上でも重要な事項だと考えています。これらの品質保証活動につきましても、以前から原子力発電所ではやっておりました。それから、定期安全管理審査もやっておりますし、これは現場への緊張感を与える上で有効な制度ではないかとも思っています。

しかしながら、この安全規制の見直しに伴いまして、原子力発電所の業務の多くは、検査官への説明、それから検査官への資料作成とか、机上の業務の方に移ってきているものがたくさんあると思います。ですから、現場で作業する時間が確実に少なくなっているという状況であります。このため、定期検査も含めまして、検査制度の運用が現場に多大な負荷、負担を与えているところであります。これによりまして、安全性の向上だけではなく、むしろ徐々には安全性の低下の傾向があるのではないかと発電所の方では危機感を持っているところでもあります。現場の人は、なるべくですけれども現場の業務を大事にすると、大切にしていきたいと考えています。時間外的大幅な増加を耐えております。なかなかそれでも現場に行っていません。これらのことから、現在の検査制度の運用、これについて現状の状況を踏まえまして合理的な、

効果的なものに見直していただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の方よろしくお願いいたします。

参加者 原田昭治と申します。

まず、今回の原子力政策大綱に関する私なりの感想をちょっと述べさせていただきます。

この大綱で、原子力を取り巻く情勢の適正な分析と、今後とるべき施策が明確にまとめられておりまして、その内容については、個人的には妥当なものであるというふうに考えております。今後も、私たちが生活のレベルを現状の状態で維持していく上では、原子力が大きな役割を果たすものであると、原子力が必要であるということが理解できる内容になっているのではないかなと思っております。

その上で、一つだけ意見といたしますか、要望といたしますか、述べさせていただきたいと思いますが、現在の日本の経済を考えますれば、国民の生活も一定のレベル、満足できるレベルにありまして、今後の大きな経済成長が見込まれる状態には今ないというような感じがあります。片や国際社会を眺めてみますと、中国を初めといたしまして、大幅な経済成長をこれからなし遂げていこうと、そういうような傾向が見えておりまして、あわせてエネルギーの需要の増大というものが予想されるかと思えます。そのような中で、日本が必要なエネルギーを確保しつつ、また経済的な競争力というものを持つていくためには、経済活動の仕組みを効率的に、何か仕組みを変えるというようなことが必要じゃないかなというふうに感じます。

現在、電力自由化が進められておりますが、その最終目的は電気料金を引き下げることによって、経済活動の競争力を確保していくということにあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう状況を踏まえた上で、原子力に目を向けてみますと、当然、原子力に関しましては、安全を確保するというのが最重要課題ではあるかと思えます。それはもう間違いないと思いますが、安全確保というのを理由に、あまり安全性向上につながらないようなシステムがあるんじゃないかなというふうに感じております。例えば規制関係者の大幅な増員というのが行われましたし、電気事業法と原子炉等規制法の二重規制がかかっている部分があります。それとか運転期間が13カ月に制限されている、これも法律によってですが制限されているというところがありまして、安全性を確保した上で効率的に運用する余地は、まだ大いにあるんじゃないかなというふうに感じます。

先ほど近藤委員長がパワーポイントをお使いになられましてご説明いただきましたように、合理的規制とか効果的、効率的規制という言葉が出てまいりましたが、まさにその部分に当てはまるのではないかなと思います。

エネルギー資源の乏しい日本にとりまして、原子力はますます重要なエネルギーになってくるものと考えますので、原子力をより効率的に運用していただくために、その辺の方策についても、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の方よろしく願いいたします。

参加者 野田泰宏と申します。

原子力の政策大綱を読んで感じたことを一言申し上げたいと思います。

まず読んでみていて、内容が非常に理解しづらいというふうに感じました。正直な感想です。理由といたしまして、一つの文章が非常に長いということ。それから、指示代名詞が多用されておって、何を指しているのかがよくわかりづらいということ。また、修飾語はやたらに長いものが多いというようなことで、これらが理解しづらくなっている原因じゃないかと思いました。

原子力政策大綱の中にも書いておりますけれども、原子力は国民との相互理解のもとに成り立つ政策ということなので、まずその基本となる、この原子力政策大綱が国民の者が読んで、だれもが読んでわかりやすいものであるというのが一番必要ではないのかと思っております。今こちらの席上の方にまで足を運ばれて、自分なりにイエスとかノーとかといった明確な答えを持っておられる方と、まだ国民の大半の方がイエスともノーともとられない、ちゅうよう中庸のような方もたくさんおられると思います。その方たちが、何らかの関係で、これからこの話がどんどん盛り上がっていく中で、きっかけをもってこの大綱を読んだときに、一生懸命読めば、もう少し内容が理解できるものである必要があると考えました。もちろん、そのために用語集をつけたりとか工夫がされていることは評価できるんですけども、まず箇条書きを使うとか、そういった文章を短くするといった形で、もう少しわかりやすい内容にしていれば助かると思いました。

文章のことばかり言いましたけれども、私なりに読んだ結果では、記載されている内容に関しては、大半同意できる内容でありますけれども、原子力はやはり安全を最優先の中で、エネルギーの安定供給という面を担っていくべきものだと思っておりますので、国民生活の水準向

上のために、そういった努力の方もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

戸谷参事官 どうもありがとうございました。

それでは、次の指名をさせていただきたいと思いますが、ここからはもうブロックごとというのではなくて、フロア全体でどなたでもご発言を希望される方、もしいらっしゃいましたら挙手をお願いしたいというふうに思います。

いかがでございますでしょうか。ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。それでは、そちらの方の前から2番目の方。あと、ほかにどなたかいらっしゃいますか。せっかくの機会でございますので、この際、何かご発言賜ればと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

では、とりあえずお二方ということで、最初にそちらの方の男性の方よろしくお願ひします。

参加者 井上勝則と申します。

原子力政策大綱に関しては、原子力を積極的に推進するという国の施策、方向性が明確にされており、その内容に特に異論はございません。また、高速増殖炉の商業ベースの導入に至るまでの段階的な研究開発については、2015年ごろから国としての検討を行うこと、それと第二再処理工場については、2010年ごろから検討を開始するということが明記されて、我が国として、将来的に高速増殖炉サイクルを中心とした核燃料サイクルの実現に向けて取り組んでいくことが示されており、この点についても理解できるところでございます。

将来的なエネルギー源を安定的に確保するということが、国の重要な役割であることは申し上げるまでもないことですが、電力自由化が進められている現在、特に高速増殖炉や第二再処理工場という大型プロジェクト、これに対する国の果たすべく役割はとて大きいものだと考えます。

具体的には、高速増殖炉の開発に関しては、恐らく日本で1基建設されるかと思われませんが、実証炉までは実用化された場合の公益性が非常に大きいものであることから、国が中心となって建設を進め、実証炉以降の商業炉は、市場原理のもと民間がその成果を活用して建設を行うという形で開発を進めるべきであると考えます。

また、第二再処理工場に関しても、まずは国内で1基が建設されることと思われませんが、その費用がとて膨大な額になるということで、国内の電気事業者が共同で使用する社会インフラとしての位置づけが大きいことを考慮すると、民間の事業者に任せるのではなく、国が主体となって建設を進めるべきであると考えます。もちろん、実証炉の場合は発電される電力は適

正な価格で販売されることで、投資された費用のかなりを回収できるということになると思いますし、第二再処理工場の場合も使用済燃料の再処理を行うことによって、かなりの費用は回収されることになると思います。

いずれも、設備の大きな技術開発要素があり、建設後順調に稼働することが100%保障されたものではなく、非常にわかりにくい部分もあります。社会インフラという意味で、ドルのように開発リスクが少ないもの、あるいは今話題になっております郵政事業の民営化、そういった事業システムが確立されたものについては、国から民間にという事業主体を切りかえていくことが、それも適切であると考えますが、順調に稼働しなかった場合、投資額が大きいだけに相当のリスクを負うことになるこのような設備、ハイリスク・ハイリターンではございますが、こういうものについては、やはり国が主体となって進めることが適切であるのではなからうかと考えております。

以上、意見です。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、次の方よろしく願いいたします。

参加者 いいですか。

戸谷参事官 どうぞ、お名前を最初によろしく願います。

参加者 青森市から来ました梅北陽子と申します。

実は、青森の8月18日それから福島県の8月19日、そしてきょう、やはり地域の温度差を知りたいし、本当に人々が何を考えているかという部分、それがやはり反映されなければいけないなということ、それから自分たちの考えを本当に原子力委員会に反映させてもらいたい、そういう思いで来ました。

ちょっと遅刻したのは、私きょう来るときに、原子力じゃないけれどもベストミックスで、お金はできるだけ使いたくない、でもちゃんと来たいしということで、高速バスと、ちょっとヒッチハイクで人様の善意に頼って、それから でもちょっと間に合わないなということで、新幹線まで使って来ました。

そして、すごく衝撃的な出会いがありました。私を乗せてくださった方が、何と青森から来て、「僕、実は六ヶ所村からおととい来たんだ」という人で、1カ月、六ヶ所村のメンテナンスをして、それできのう終わったからということで、19日かな、出てきた 19日だか18日だか休みなが休みながら高速で、ちょっと大きな都市に帰る途中だということで、2つぐらいのパーキングをちょっと乗せてもらいました。

私よりずっと若い男の子で　それで、まず原発の問題というと、私は環境問題として、最初ともかく子供たちの被ばくの問題ということで、放射能が環境中にいっぱいになってしまつたら、人間は本当に未来がないということで環境問題に取り組んだんですけれども、あるときに「ああ、これは人権問題だ」ということに気がつきました。

それで、この原子力政策大綱案の「はじめに」のところで、まず一番重要なポイントとして、全く初めに書いてありますよね、法律として　その中で、この問題というのは「学術の進歩と産業の振興とを図り」の後なんですけれども、「もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的としている。」と書かれています。だけれども、今回もずっと見ていたら、被ばく労働の問題ということが全然語られていません。

実際に、その男の子に「どのくらい被ばくしているの」とか聞いてみたら、大体、もう10年ぐらいやっているみたいなんですけれども、1カ月ぐらいやっては10日くらい休んでというような形で、それで派遣会社みたいな感じで、被ばく管理しているのはその会社なんですけれども、「今回、今年になってからなんだけれども、いつも2ミリシーベルトなんだけれども、今回聞いてみたら19.5ミリシーベルトだったんだよ」と。それで、その男の子が言うには、1年には20ミリシーベルトが限度で、それで5年間で50ミリシーベルトだと言って、自分でも「やばいよ」と言っていて、私としては何と声をかけていいかわからなくて絶句したんですけれども。

私自身フリーターです。仕事がなかったら、やはり生きていけない世の中で、自殺者だって3万なんぼもいて、やはりそれは仕事の問題等の生活苦ということで死んでいる方が多いと思うんですけれども、やはりその問題で被ばく労働の問題ということ、今はもう39万人だか40万人だかの被ばく労働者がいます。それで、例えばアスベストとか何かだと、健康手帳という補償管理もあります。だけれども、そういうものもありません。ともかく、ぼろぞうきんのように労働者は使われます。シモハシさんという被ばくの問題で……

参加者　労災。労災が通った方のお父さん、浜岡原発で亡くなったシモハシくんのお父さんは亡くなっちゃったんだけれども、そのお父さんが言っていた言葉があります。「原発は安全だ、安全だと言って推進されるけれども、原発の安全性をメンテナンスしているのは労働者じゃないか」と。労働者が本当にぼろぞうきんのように、きれいなことばかり言って、原子力なきゃエネルギーはないんだとか何とか言っていたって……

戸谷参事官　すみません、大分ちょっと時間が過ぎておりますのでご発言をおまとめください。

参加者 ともかく、ぼろぞうきんのように使われなければ原子力発電所というのは安全性が保てない。これはすごい原子力の重大な欠陥だし、この「はじめに」にある福祉、国民の生活、推進向上とに寄与は全くしていない。ここら辺のところも、原子力委員会が真っ正面から取り組まなきゃいけない課題だと思います。

以上です。

戸谷参事官 ありがとうございました。

それでは、また指名させていただきたいと思いますけれども、フロア全体でどなたかご発言希望の方、まだいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ここで一たんちょっとご発言を閉めさせていただいて、これまでのご発言に対しまして、原子力委員の方から、それぞれ一言ずつ述べさせていただきたいと思いますが、とりあえず最初は前田委員と、それから町委員ということで、一たんご発言終わりました後で、もう一遍ちょっと会場の方からご意見伺ってみますので、よろしく願いいたします。

前田委員 前田でございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、非常に熱心に、貴重なご意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

最後にご発言いただいた梅北さんは、3カ所ずっと回ってこられたのですけれども、毎度毎度同じご意見を聞かせていただいているんですが、ご発言されている今の被ばくの内容等も、我々としてはちょっと理解しかねるようなご発言でもあるのだけれども、どういう根拠に基づかれているのか、また明らかにしていただきたいと思います。

それはそれとして、本日皆さん方のご発言を伺ってしまして、やはり玄海発電所とプルサーマルが近いということで、プルサーマルに関するご意見が多かったと思いますので、私の方からちょっとプルサーマルについてお話しさせていただきたいと思います。

3つの視点から考える必要があると思っています。

1つは、原子力政策、政策上の位置づけということだと思います。この原子力政策大綱にも書いてありますように、今回、策定会議で十分そのサイクル路線について議論いたしまして、使用済燃料は再処理してリサイクルするという路線をとったわけですけれども、その際に出ますプルトニウム、これは将来的には本格的な資源の再利用という意味ではFBRが待っているわけですが、それまでの間プルトニウム利用に関する社会的あるいは技術的な基盤を確立するという意味でプルサーマルをやっていこうと、こういうのが基本政策として採用したわけでございます。

この基本政策にのっとりまして、電力会社が2010年までに各社でそれぞれ所有しているプルトニウムを順次プルサーマルをしていくと、こういう計画を進めていただいています。いろいろなことがあって、全体的にやや当初の計画よりおくれれておりますが、今、九州電力さんが先頭に立って進められていることを大いに期待したいと思っています。

東京電力と関西電力でやるべきだというご意見もありましたけれども、ご承知のとおり、東京電力、関西電力、最初のうちはトップを走っていたのですが、いろいろトラブル、不祥事等ありまして、今少しストップしていますけれども、これももう一度地元の信頼を回復して、できるだけ早く再開していただきたいと、原子力委員会としてはこう思っております。

2番目の視点は、そのプルトニウムを使うというのが、核不拡散上どうなのかということを中心に心配なさる向きがあると。これは、ご承知のとおり、国際的には核不拡散条約に加盟して、IAEAの保証措置、包括保証措置をきちんと受けて、特にプルサーマルの場合には、その保証措置もより厳しい保証措置が適用されるわけですし、そういう意味で国際的な担保はとれていると思います。

さらに、日本としましては、2年前に原子力委員会が決定いたしましたプルトニウム利用の基本的考え方というのがございまして、そこでは利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を立てております。それに基づきまして、これは以前からですが、毎年プルトニウムの管理状況をきちんと公表しまして、これは国際的に公表しておりますし、近々、六ヶ所再処理工場の運転が開始されましたらといいますか、六ヶ所村の稼働が始まりますときには、そこで再処理してプルトニウムを分離する前に、その利用目的をきちんと電力事業者が公表すると。それを原子力委員会が、その妥当性を確認するというをお約束してございまして、こういう形でプルトニウムが決して変なところに使われないように、きちんと国としても確認していくということで進めていこうと思っています。

3つ目が、ご意見の中にもありましたけれども安全性の問題ですが、安全性は、これは今、九州電力さんの場合は、現在、原子力安全委員会、保安院で安全審査をやっているわけございまして、これは安全審査、安全規制側がきちんと確認をして、安全だということを確認して許可がおりるわけです。したがって、そういう意味では安全性の担保は十分なされると思っておりますが、世界的に見ても、例えばフランスではもう大々的にプルサーマルを実施しておりますし、原子力撤退国のドイツも、実を言いますとプルサーマルを相当たくさんやっているのです。それからスイスでもやっております。それから、実はプルサーマルに反対をしていたアメリカも、ことしMOX燃料を軽水炉に入れてプルサーマルを始めております。これはある程

度まではテスト的な意味はありますが、いずれアメリカもプルサーマルをやっていこうということで、各国それぞれ取り組んでおりまして、少なくとも技術的な安全性について、そういった既にプルサーマルを実施している国で、技術的安全性が問題になっているということはありません。したがって、恐らく我が国でも規制当局できちんとそれを確認して許可がおりると思いますので、我々としては、ぜひ電力事業者が計画的にきちんとプルサーマルを進めていっていただきたいと思っております。

以上です。

戸谷参事官 では、町委員、よろしく願いいたします。

町委員 きょうはどうもありがとうございました。

さまざまな厳しいご意見もあり、もっとわかりやすく書けというご注文もありました。確かに国民に理解してもらうことが大事なので、読みやすい表現は非常に大事かと思えます。

きょうあったご意見の中で、特に印象に残ったのは水素の話ですね。ご承知のように、今、原油が上がっているので石油も1リッター130円とか、そういうふうになっておりますが、電力代はほとんど上がっていないわけですね。これは、発電は石油の使い方を大幅に減らして、原子力と天然ガスと、あるいは石炭あるいは水力というものでやっているから、原油の値段の影響を受けないということです。自動車は今のところはもう石油でしか動かないので、原油値上がりに直撃されている状況です。

こういう自動車を原子力で動かすということになると、先ほど、確か徳永さんがおっしゃったように、原子力を使って水素をつくると考えられます。この研究は、実はこの大綱の中でも、第4章に「実現の可能性を探索する段階」というふうに位置づけられておりまして、原子力委員会としては重要な将来の研究としてやっていくべきであるというふうに考えているわけです。もう既に、日本原子力研究所の大洗研究所に高温ガス炉という950度程度の熱を出せる試験炉がありまして、その熱を使って水から水素をつくるという研究が、かなり以前から行われております。

日本は、原子力利用水素の分野では世界のトップを走っていると思います。アメリカが、やはりこの利用の重要性に注目しています。ブッシュ政権は原子力に積極的な政策をとっておりますが、ごく最近エネルギー法案が議会を通りまして、その中にこの高温ガス炉による水素製造というのが重要な研究テーマとして位置づけられています。今後はアメリカおよびほかの国々との国際協力の一つとして進めていくことになると思います。長く原子力を使っていく大きな目標の一つとして、輸送機関に使える水素を原子力で作る計画は極めて大事だと考えてお

ります。

それからもう一つ、新エネルギー、つまり風力と太陽光をもっと使うべきであって、原子力をやめていって、そういうもので置きかえていくべきではないかというご意見があったのですが、これは大綱の第3章に、「ベストミックス」という言葉を使っておりますが、原子力をやるから風力はやらないとか、太陽光はやらないとかということではありませんで、ベストミックスの中には適切な比率の風力、太陽光発電が含まれるのですが、今の現実を見ていただくと、風力の場合は、100万キロワットの発電所をつくるために、東京の山手線の内側の面積の3.5倍の面積が必要であるというふうに計算されているわけです。非常に薄いエネルギーですから、これは集めるのが大変ということです。それから、安定性も今のところ低いということで、値段も経産省の計算だと原子力の3倍ぐらいと計算されています。風速も6.5メートル以上ないと発電できませんし、利用は非常に限定されざるを得ないと思います。

もう一つの太陽光も、非常に薄いエネルギーで、経産省の計算では原子力の10倍ないし20倍というコストがかかってしまうわけです。こういう高いものを基盤電源とすれば、産業の経済性に与える影響は非常に大きいということだし、設置する場合、面積的の点でも非常に制約があるので、もちろんこの導入に努力することは必要なのですが、原子力は経済的にも、あるいは技術的にも利点が確立されているのでこれを期間電源として進めていくというのが我々の考え方です。

ご存じの方もあるかもしれませんが、イギリスに有名な新聞で「インディペンデント」という新聞がございますが、そこに半年ぐらい前に環境学者として有名なラブロック博士が、地球がこれだけ温暖化が進んでいるときに、急いで対策を講ずる必要があるが、それには、現在、現実的には原子力しかないということをおおきく新聞に主張を書いておりますけれども、アメリカでも環境派の方々の一部の方が、やはり原子力の価値の見直しを始めております。やはり現実的な温暖化対策の選択としては安全性および経済性の視点から、原子力というのは極めて適切ということです。プルサーマルは原子力利用を長もちさせるという観点から非常に重要だと思えます。

戸谷参事官 ありがとうございます。

それでは、再度会場の方々から、皆様方からご意見もしあれば伺いたいというふうに思いますので、ご希望の方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

参加者 3点あります。

1つは、総事業費42兆9,000億円というのが出されております。政策変更コストというのを出されているわけですが、すべて物事には始まりがあれば終わりがあります。こういった核燃料サイクルの事業を進めていく場合に、何でもそうですけれども終わりがあります。そのときの処理処分、すべて含めた金額なのでしょうか。政策変更コスト11兆円と書いてありましたけれども、今変更すれば一部です。しかしながら、どんどん進めていけばいくほど、その処理処分という段階でのコストというのは、もう膨大なものになる。例えば42兆円でおさまるものではないというような気がしますけれども、そこら辺の計算ですね、どんなものなのでしょうか。

それと、処理方法が決まっていなくて処理の金額がわかるのでしょうか。それから、使用済MOX燃料の処理方法が決まっています。玄海町に蓄積されるという説明がありました。ウラン燃料の15万倍の放射能を持つ使用済ウラン燃料のさらに3倍ですから、単純計算して45万倍の放射能を持つわけですが、そういった使用済MOX燃料の処理方法が決まっていないということについて、どんなふうにお考えなのでしょうか。

それから、出力が急に上昇する事故でも、燃料が破壊しないことを確認しなければならないけれども、MOX燃料にはそういった燃焼度のプルサーマルレベルの試験がほとんどないと、元京都大学の原子炉実験助手のコバヤシ先生が言っておられましたけれども、だから玄海原発が実験場になると。そういったことについて、どのようにお考えでしょうか。

以上3点お願いします。

戸谷参事官 ちょっと恐縮でございますけれども、きょうは原子力政策大綱案に対するご意見ということでございますので、先ほど大体伺ったことじゃないかというふうに思いますけれども……

参加者 そのことについて……

戸谷参事官 そういうご疑問があるといいますか、そういうことを1つのご意見として伺うということで、本日は理解させていただきたいというふうに思います。

参加者 疑問を持つことについてお答えいただければと思います。

戸谷参事官 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。もう2回目ですね、もし、ではさらにあれば、手短によろしく願いいたします。

どうぞ。

参加者 すみません、2回目ですけれども、ありがとうございます。

先ほどお話をしていただいたのですけれども、労働者の被ばくそのものが理解できる話では

ないという前田委員さんでしたが　というお話は、そういう前提での大綱であれば、必ずこの被ばくの調査というものは、根拠を持った調査をやるということを明記していただきたい。それは理解できないということが、何を根拠に理解できないと言われているのか、こちらが理解できない。

それから、ベストミックスということで自然エネルギーも進めていくんだというお話でしたが、その前提として不安定だ、薄いと、非常にいろいろな課題があるというのは世界的にも、常識でもあって、だからこそ、それを解決するためにさまざまな政策を提案しているわけで、その政策を提案できていない日本の行政のあり方だとか国会だとか、提案のやり方が間違っているんじゃないですか。2030年、2050年に基幹エネルギー30%、50%として使っていこうという社会がある中で、1%、2%、3%というところを目標にしか、その程度の目標しか立てられない政策しかつukれないという政治のあり方というのが間違っているのではないかというふうに思います。

その言葉の中でも「安全性が証明されているものだ」ということも言われましたけれども、安全性は証明されていないとっておりますので、それはこれまでの事故だとか、世界的に見ても日本でも当然起こっているし、これからも出てくるでしょう。それに対する調査や対策

きょう会場の中からも、規制については現在厳し過ぎるという、管理のやり方が厳し過ぎるという意見もありましたけれども、その厳し過ぎる管理の上でさまざまな事故が起こっているわけですから、こういったさまざまな、先ほどの発言の中でも提案していきましても、政策的には原子力というものについては減らしていくという選択をせざるを得ないというふうに思っています。

人口も減っていきます。経済的な規模も減っていく中で、現在のエネルギーの規模そして発電会社の規模だとかというものを維持する必要があるのかどうか。分散して、できるだけ地域に必要なエネルギー、薄いエネルギーでいいんです、集める必要はないんです。これを目指してほしいと思っています。

戸谷参事官　ありがとうございました。

それでは、また再度、原子力委員の方からまたコメントをお願いしたいというふうに思います。今度は、では木元委員からよろしゅうございますか。

木元委員　木元でございます。

きょうは本当にありがとうございました。梅北さんもおくれていらしたのですけれども、私も、今日は朝のテレビがありまして、少しおくれて参りました。テレビのゲストの方から「ご

意見を聴く会」って、わあわあ騒ぐのか、と聞かれました。私は「かつてはそういうこともありましたが、今はきちんとルールにのっとって、理性的に話し合っていますよ」ということを申し上げました。本当に私は実感として、それを感じています。

私は原子力委員ですけれども非常勤なものですから、資源エネルギー庁の方で、部会にいる属させていただいて、新エネルギー部会にも入っております。新エネルギーというと、定義が若干各国とは違うのですけれども、再生可能エネルギー、自然エネルギーということで把握をさせていただくと、2年前から雪と氷も入ってきました。それから、もちろん風力、太陽も大変充実して入ってきて、それなりの補助金があり、予算をつけ、研究開発も進めております。ただし残念ながら、日本でも風力のいいプロペラをつくってくださっているのですけれども、日本の中で今立っている、北海道の苫前とか、それこそ青森の六ヶ所の方にも建っていますけれども、外国のものが多いですね。高さ60メートルほどもあり30メートルぐらいのプロペラがあったりと、先ほど町委員が言ってくださいましたけれども、今はもう2.5メートルぐらいの風で回る大変効率がいいのがある。風切り音がうるさいという声が、最初竜飛岬に建った頃にあったのですけれども、今は羽根のブレードが平らじゃなくて、丸くなり、丸太みたいなものでごろんごろん回るというのがあるのですが、これが大体一機2億円強ですね。そのほか、風況や立地条件も考えていったときに、やはり限度がある。風も風任せで、なかなか吹かないということがだんだんわかってきて、では効率よくやるにはどうしたらいいか。三浦さん、お久しぶりでした。きょうもお話をよく聞きました。その中に、薄くてもそれを集めていけばいいというようなお話がありましたけど……

(「集めなくていい」と呼ぶ者あり)

木元委員 集めなくていい、薄いのは。まあ、あとで話しましょう。

それで、太陽光発電ですけれども、これは導入率が日本が世界で一番ですね。一番発電電力量が多いのです。そのようなことがなかなか情報として入っていないなということを痛感しています。

私は、妹がドイツにいるので、ときどきドイツの情報を聞いたりして勉強しているのですけれども、例えばドイツも自由化になりました。家庭でも、どの電力会社を選択してもいいようになったのですが、私の妹のところにも「電力よりうちの方は安いよ」と、こう来るわけですね。そこで、「お宅の電気は何でつくっているのですか」という質問をしたときに、風力と、それから半分は外国から買っているというのです。「外国は、どこから買っているのですか」と聞く、フランスから買っている、フランスは安いからと言う。フランスの電気は、原子

力で80%近く作っているのではないが、それでその発電した電力の15%を売っている。そこで「フランスが原子力発電するのはいいのかな、ドイツではやめようとしたけれども」と妹が言ったら、「雷が落ちるのは、あっちに落ちればいいので、うちに落ちなければいいという考えと同じ」、そう言われたというレポートも来ました。

ですから、ヨーロッパを見てみると、送電線が全部つながっていますから、どこかの国が原子力をやめても、どこかの国がパワフルな原子力で電力を安全に、安定的に供給できるなら、それは融通できるという、その地勢学的な、地理的条件のあり方があるので、日本と比べられないということも痛感しております。

きょう皆様方のそういうお話を聞いている中で、マスモトさんでしたか、情報の提供が欲しいということをおっしゃった。私もメディアにおりましたので、情報というのはどう出したらいいのかよく考えます。私たちはこの情報をどんなときに、どうやって、だれから、何を媒介して得ているのだろうか。また、その情報の見極めを私たちはしているのだろうか、ときどき思うことがあります。それは、送る方もそうだし、受ける方もそうです。受ける方にしても、どの人から、どんなふうに、どんな手段で受けとるかということ、やはり確認していかなければいけないという気がするのです。情報のとり方によって、随分、考え方が変わっていきます。

でも、一つ言えるのは、原則として、今情報提供している人は信頼できる人なのか。科学的な根拠だとか、あるいは社会的な評価だとか、そういうものを精査しながらこの人の情報は提供されているのだろうか、それならば私は信頼する。何か無意識にそういう条件をつけて私たちは情報をもっているのかもしれない。実際には、メディアが情報を提供するのが多いのですが、この大綱の中にも書いてありますけれども、正確な情報を伝えてほしい。しかし、例えばテレビでも各々の局で、同じ事件でも伝え方が違ったりする。それは見る角度によって、このボトルをここから見ると、こちら側から見るとかで様子が変わって見えます。そうなってくると、その受けた情報を、もう一度私たちがリテラシーする必要があります。「メディアリテラシー」という言葉がありますけれども、ちゃんと情報を収集し的確に分析し、理解して、それを判断し、そして選択する能力を自分たちが持っていないと、一つの情報だけでは、きちんとものは言えないという気がしています。

そういう意味で、情報提供のあり方は重要だと思っていますし、受ける方にとっても、それを、どう受けて、どういうリテラシーを必要とするかということも、きょうもよくわかりました。きょうの大綱をごらんいただいたとき、ご意見を下さった中で「ああ、この方はここをこ

んなふうにとったださったのか」「これは、こうとったださったのか」ということが分かり、とても勉強させていただき感謝しております。

いつも言うことなのですけれども、きょうの中にも原子力発電あるいは核燃料サイクルまで入れてイエスという方と、いやいや、もう原子力発電やめてください、ノーだという方もいらっしゃいます。それも一つは、情報がどうこの方に伝わったかということによって、そういうような認識の形成があるのかもしれませんが。ですけれども、よく伺ってみると、ノーとおっしゃる方にも、もう何が何でも全部やめろといっているわけではない。九州電力の場合、半分ぐらい原子力が供給していると思いますけれども、その現実を受けとめている。やはりこの電力が来ている、それを使っているということで、ノーだけれども「バット」の部分があり、私はこの電力を使っている。だけれども、これをなるべく減らして欲しい。そういうような、ノーであっても「バット」がつくし、それからイエスの方でも、原子力は頑張りたいと言いつつ、だけれども、ここのおかしいじゃないかという「バット」は、きょうも幾つか出ました。ですから、完全なイエスとか完全なノーに二分化されるのではなくて、人というのは、揺れ動きながらいい方向を模索しているのだと思うのです。それがこの大綱の中にも書かれてありますが、お互いが理解し合うということ、それは委員長も先ほどおっしゃいましたけれども、原子力について、国民の方々はどんなふう考えているのだろうと。まず、国民の方々のお考えを理解することから始める。それから、その次に国や事業者が、自分たちはこういうような考えで提案をし、こういうような政策をつくるのだけれども、どうだろうか。お互いに話し合いながら、そこで相互理解というものをくり上げていく、こういう構成が非常に重要だと思うのです。その前提が広聴、広く聴くことであり、その後で広報するという、広聴が先だということが大前提になってくるのではないかと思います。

長くなりますからこの辺でやめますけれども、私は情報を送るときに、知りたい情報というのは何だろうか、まずお聞きしなければいけないと思います。本当は、国も電力も届けていると思うんですけれども、届いていないという状況、届いていないというお声が出る。それはなぜか、知りたい情報ではないから。あるいはとても理解しにくい情報であるから。そして説明がないから。そういうことかもしれないので、それは大いに反省しなきゃいけないと思いますし、私自身も今、原子力委員をさせていただいている中で、いつも何か引っかかったときに、「あれ、なぜ原子力なんだろう。なぜ核燃料サイクルなんだろう。それはどうしてなんだろう」ということを、やはり自問自答しながら一つ一つ確認して、でもやはり今は原子力ですね、と自分で解を見つけるということをやっています。それを、話し合いの場で相互にできる状況

が、これからもつくれば非常にいいなと思いますし、こういうことを続けていくことを私は望んでいます。

ありがとうございました。

戸谷参事官 それでは齋藤委員長代理、よろしく申し上げます。

齋藤委員長代理 齋藤でございます。

本日は、いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。もう3人の委員の方からいろいろと、可能な限りお返事いたしましたので、私からは2点だけお話しさせていたきたいと思います。

1つは、何人かの方が、やはりこれからのエネルギーを考えるとときに小学校、中学校、高校でのエネルギー教育あるいは原子力教育が非常に重要ではないかというご指摘をいただきました。これは、日頃、我々も議論しておりますし、策定会議でもございました。青森でも福島でもそういうご意見をいただきました。これは、多数の関係者がある危機感を持って取り組んでいる問題でございまして、それなりに文部科学省の方にいろいろと要望を出したり、あるいは自治体が自主的に副読本をつくって、そういう教育をやっているところもございます。

具体的には、日本原子力学会の原子力教育・研究特別専門委員会の方で最近非常に詳細な検討を行った結果を、文部科学省の方に要望書として出しておりますので、機会ございましたらそちらの方もご覧いただきたいと思っておりますし、私ども原子力委員会としても真摯に取り組んでいかなければいけない問題であろうと考えております。

それから、2点目は何人かの委員の方から自然エネルギーの問題について、二、三の方がおっしゃったことに対するお話がございました。私も当然自然エネルギー、安くていいものにしていかなければいけない、それでそれが十分使えれば良いと考えるわけでございます。太陽光発電について、先ほど木元委員の方からございましたが、今世界で180万キロワットが導入されておりますけれども、その半分は日本であります。日本の全家庭それから全建物の屋根、新幹線や高速道路の遮音の壁、土手の斜面、全面張っても全発電電力量の5%未満しか賅うことができないと、こういう計算であります。

それから、風力発電につきましても、先ほど町委員の方からエネルギー密度が低いというお話ございましたが、これも日本中可能な地域全てに設置しても、最大2%であります。国としても、自然エネルギーに対して段階を追って3%にしていこうとか、そういう計画をし、いろいろな補助金を出しております。しかし、最大限頑張ってもこういうのが現実であるということ、やはり認識されることがひとつ重要ではないかなと。

また、ドイツが理想的だというお話ございましたけれども、これも日本よりも先行して電力自由化が進みまして、一旦、電力料金が下がったのです。その後しかし風力を入れ、太陽光を入れということで段々上がって、もう自由化になる以前よりも値段が上がって、現在、電力取引は記録的な高額になっております。具体的に、アルミの会社、ハンバーガーアルミニウムベルケというのがございますが、これは大きな会社で外国の株主もいるわけですが、そんな高いドイツでアルミを生産することをやめ、ドイツの大型工場の閉鎖を株主から求められているというような状況であります。また、太陽光発電はキロワットアワー当たり 85 円で、風力発電つくられた電力会社が 200 万から 300 万キロワットの火力を同時につくって、風力が動かない場合に備えるというようなことになり、コスト的に極めて高くなっているという状況であります。やはりそういう現実をよく、じっくり考えた上で、我々日本のこれからの安定的なエネルギーの供給、地球環境保全といった点から、どういったエネルギーをどのように組み合わせ選んでいくか真摯に考えていかなければいけないのではないかと感じている次第であります。

どうもありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございました。

それでは、最後に近藤委員長の方からお願いいたします。

近藤委員長 きょうは、大変丁寧に私どもの用意いたしました原子力政策大綱の案を読み込んでいただきまして、その上でわかりにくいとか文章がおかしいとか、私どもも十分に人によく「思い込みはいかぬ」ということをよく人に申し上げますけれども、自分たちもまたしかし、きょうお話伺っていると、ある種思い込みがあつて字を書いているということを反省しないでもないというようなところまで丁寧なコメント、ご意見をいただいたこと、大変ありがたく心から御礼を申し上げます。

それで、きょうのご発言につきましては議事録を作成いたしまして、策定会議の皆様にお配りをして、それをお読みいただいた上で大綱の案の修正と申しましょうか、さらなる審議を重ねていくということになるということ、なるように努力をするというか、それはお約束をいたしたいというふうに思います。

それから、お話伺ってしまして、幾つかの点について私どもも同じ思いを持ち、しかし原子力委員会の原子力政策というものは、先ほど最初の図面にありましたように、原子力基本法というところに定まっています、国会を通じて国民の皆様から原子力委員会はこういうことをやれというふうに言われているところから従って行動しなきゃなりませんので、それを越えてや

るといふことは、国民の皆様への負託に反することですから、そこは越えられないわけでありまして、例えば安全の規制の問題につきましては、原子力委員会設置法に「原子力政策のうちの安全規制の実務にかかわるところを除く」と規定されていますので、私どもが規制の実務についてかくあるべしとかこうだということをお願いすることはできないという、そういう制約の中で、今日、多くの皆様方からご発言がありましたように、安全の確保は原子力利用 丁寧 に言いますと研究開発利用の推進の前提条件であるということ、我々として可能な限り、その法律に触れない範囲で皆様と同じ思いを持って安全の確保のあり方についての政策的なところは制限をしないと、したと、するものにするとということで、この大綱の案をつくってきたということについてはご理解をいただければと思います。同時に、皆様からいただきましたご意見につきまして、その規制の実務にかかわる部分につきましては、規制当局、原子力安全委員会あるいは原子力安全・保安院の関係者に議事録でもってお伝えをして、しかるべき対応をとっていただくようにしたいというふうに考えます。

それから、放射線安全の問題について幾つかご発言ございました。ここも、実は原子力安全委員会が安全研究というものを定めておりまして、この政策大綱の中ではその安全研究を粛々と実施するべきであるというふうに総括をして書いているのですけれども、その安全研究の中に放射線の人体影響について、さらなる研究をするということについてのテーマが上がっておりまして、それが放射線医学総合研究所等々で、特に最近のがんの発生メカニズムに関する新しい治験を踏まえた放射線影響の研究というものが進んでいるわけですので、それをさらに進めるということについて努力をされると、あるいは最近のアメリカの科学アカデミーで、いわゆる放射線と線量と発がん確率の関係の関係式が、従来ICRP等で想定をしていたものが、疫学調査の結果から見ても妥当であるという最新の報告書が公表されましたけれども、そんなことについても日本としても、それに係るようなデータを整備して行うということが、その安全研究、年次計画の中に入っておりますので、そうしたことについては中身を見せないで、細かく書かないで、ここでは丸めてしっかりやっってくださいということを書いているのですが、ご関心の向きは、ぜひ安全委員会のホームページ等を開いていただいて、安全研究の内容について検討され、ご意見があれば安全委員会の方に意見を出していただくと大変ありがたいなというふうに思う次第であります。

それから、もう一つ大変耳が痛いとお申しませうが、国が信用できないというご発言をいただきました。これについてはどうするかと。私どもの現状認識の中でも、過去に起こったさまざまなことごとについて、国の責任なしとしないところ、その結果として失われた国民の行政

に対する信頼、これは何としても回復しなきゃならないと。これはいかに回復すべきかということについては、特に「安全の確保」というところで強調しているところでございますが、やはり物ごとの考え方を丁寧につくりあげ、その説明をきちんと行ってご理解いただくということ、そしてそうしてお約束したことをきちんと行うという、そのことを通じてしかないなということ、そういうふうに書かせていただいたところであります。勿論そう書いたからといって瞬間的に皆様の気が変わるわけでもありませんので、そういう厳しいまなざしのもとにあるということ原子力関係者が認識しつつ、日々の行動を正して、正しく進めていただくことが大切と思っております、このことは既に強調はしているところでありますけれども、今後の最後の取りまとめにあたっては十分に目配り、気配りしていくべきかというふうに改めて思った次第であります。

時間がちょっと過ぎてしまいましたので、この程度にいたしますが、きょうご発言いただかなかった方に対しましても、2時間半の間、私どもと、この大事な原子力政策に関するご意見の交換の場を共有していただいて、それぞれに思いを持っていただけたのかなと思いますところ、そのことについて議事進行にご協力いただいたという意味も含めまして心から感謝を申し上げますとともに、きょうご発言できなかったけれども、こんなこととであったと自分は思うなというところがありましたら、ぜひまだ意見募集中でございますので、書面、Eメールその他で原子力委員会事務局あてにご意見を賜れば、この上ない幸せというふうに思っております。

以上、皆様に御礼を申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

戸谷参事官 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会を終了させていただきます。

本日は議事の進行上、ご発言を3分程度というふうにさせていただきましたことにつきまして、時間の限られているということもございまして、このようなことになりましたことについて、ご理解していただくとともに、おわび申し上げたいというふうに思います。

それで、先ほど委員長の方からもございましたように、ご発言ができなかった方あるいは時間が足りないといったことで、さらにご意見をということにつきましては、今月の28日までまだ意見募集をしておりますので、ぜひそちらの方にもお寄せいただくように、よろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しいところ、まことにありがとうございました。以上で終わらせていただきます。